

令和元年12月議会

提出議案（概要）

1 条例議案	P 1
2 令和元年度12月補正予算	P 2

保健福祉局

北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

北九州市は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)の規定に準拠し、北九州市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年北九州市条例第13号。以下「条例」という。)を制定し、一定規模以上の災害時(県下で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合等)に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行っている。

このたび、法及び法律施行令(以下「政令」という)が改正され、本年8月1日に施行された。

これらにより、政令に規定されていた災害援護資金の償還金(以下、「償還金」という。)の支払猶予の定めを法に明記し、償還金の免除要件を拡大し、償還金の支払猶予及び災害援護資金の償還未済額の免除を判断するため市町村に収入又は資産の調査権限を付与し、及び市町村に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する合議制の機関を設置する等の改正が行われたため、条例に該当する部分の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 災害援護資金の償還等の定めについて、今回の法及び政令の改正による整備等(第15条関係)

- ア 政令に定めのあった償還金の支払猶予の規定が法に定められたことによる整備
- イ 死亡及び重度障害に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合も、災害援護資金の償還未済額の免除を認める要件の拡大
- ウ 災害援護資金の償還未済額の償還の免除等を判断するため、貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産を調査する権限の付与

(2) 北九州市災害弔慰金等支給審査委員会の設置(第16条関係)

今回の法改正により新たに市町村に設置の努力義務が課せられた、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関について、本市においても、災害と死亡又は重度障害等との因果関係等を調査審議させるための付属機関として北九州市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとし、必要な事項を定めるもの。

3 施行期日

- 2 (1) 公布の日(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が既に施行されているため。)
- 2 (2) 令和2年4月1日(委員の選定等に時間要するため。)

4 議案提出議会

令和元年12月議会

令和元年度12月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第208号「令和元年度 北九州市食肉センター特別会計補正予算（第1号）」

【歳出補正】 「令和元年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P24

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	食肉センター管理費 【概要】 食肉関係事業者と新たな出荷農家の誘致に取り組んだ結果、本年6月から新たな豚の受入が実現した。このため、豚と畜頭数の増加に伴い必要となる光熱水費等に要する経費を増額補正をするもの。	261,656	26,350	288,006
	合 計		26,350	

【歳入補正】 「令和元年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P24

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	食肉センター使用料 【概要】 豚と畜頭数の増加に伴う食肉センター使用料の增收分	87,825	26,350	114,175
	合 計		26,350	